

【食費・居住費の負担限度額と認定要件】

利用者負担段階	負担限度額(月額)					認定要件
	食費	居住費				
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	
第1段階	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円	▽世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、高齢福祉年金を受けている人 ▽生活保護を受けている人
第2段階	390円	820円	490円	490円 (420円)	370円	平成28年7月まで 世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人
						平成28年8月以降 世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額、 非課税年金収入額 の合計が年間80万円以下の人
第3段階	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、上記第2段階以外の人
基準費用額	1,380円	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	370円 (840円)	

* ()内の金額は、特別養護老人ホームに入所した場合か、同ホームのショートステイを利用した場合の額です

介護保険負担限度額認定

平成28年8月から認定要件が変わります

負担限度額認定とは

介護保険の要介護認定を受けている人で、専門的介護、医学的管理下での介護や看護が必要な人は、施設

サービス(介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護療養型医療施設などの介護保険施設)や短期入所サービス(ショートステイ)を要支援者も利用可)が利用できます。

更新申請は早めに
現在、負担限度額認定を受けている人の有効期限は、7月31日(日)です。負担限度額認定を受けている人には、6月上旬に更新の手続きを個別にお知らせしています。引き続き要件に該当する人は、6月から更新の手続きができますので、早めに申請をしてくだ

その場合の負担額は、①介護サービス費用の自己負担分(1割か2割)②食費③居住費(滞在費)④理美容などの日常生活費です。②食費と③居住費については、国が基準費用額を定めています。
世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が非課税の人は、段階に応じて食費と居住費の軽減を受けることができます。利用者の負担の上限額(負担限度額)は、利用者の収入などの状況に応じた額となります(上表参照)。
認定を受けるには申請が必要です。新規で申請する場合、減額の対象となるのは申請した月の初日からです。要件に該当し認定証が届いたら、施設に提示してください。

「青少年国際交流推進事業」に補助金を交付

市では、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青少年の育成を目的に、青少年国際交流事業を応援しています。

- 対象団体 市内で活動する市民公益活動団体
- 対象事業 以下のいずれかに該当する事業
 - ▽市内の10人以上の青少年が、相互国際交流のために海外に渡航する事業(2年に1回以上の「相互交流」が必要)
 - ▽外国の都市に居住する10人以上の青少年をホームステイで受け入れる事業
- * 青少年が主体でない、主な目的が観光やスポーツ観戦、営利目的、市の他の補助金などが交付される事業などは対象外
- * ここの「青少年」とは、平成10年4月2日以降生まれの人
- 申請期間 随時受付中(毎年度、予算の範囲内で補助金を交付)
- 提出書類 所定の申請書
- * 募集要項と申請書は、情報コーナー(本館1階)、子ども育成課(西館1階)、メイトム宗像、各コミセンで入手可、市HP <http://www.city.munakata.lg.jp/index.html> → 「教育・文化・スポーツ」 → 「文化」 → 「国際交流」 からダウンロード可
- * 詳細は募集要項で確認を

問い合わせ先 子ども育成課 ☎(36)1214

【補助金額】

補助対象経費	補助額と補助金の限度額
渡航費	▽1人当たりの渡航費の2分の1(2万円を超える場合は、2万円を限度。1,000円未満切り捨て) ▽補助金総額が30万円を超える場合は、30万円が限度
ホームステイ受け入れ費	▽受け入れる青少年1人1泊につき、2,000円 ▽補助金総額が6万円を超える場合は、6万円を限度

* 申請件数などで減額になる場合あり



真剣な表情でろくろを回す 沈壽官さん

歴代に刻まれた先人たちの仕事に学び、その底流に流れている自然への感謝と畏敬(いけい)の心を大切に、現代の時代に挑む、15代沈壽官さんの講演会を開催します。ものづくり家づくりのヒントを学びます。

15代伝承する薩摩焼窯元から学ぶ「ものづくり家づくり」 沈壽官さん講演会



入場無料。
日時 7月1日(金) 午後6時~同8時
会場 宗像ユリックス2階・会議室
講師・沈壽官さんの紹介
昭和58年に早稲田大学を卒業後、イタリアで陶芸

問い合わせ先
一般社団法人 住マイむなかた
☎(37) 2525
建築課
☎(36) 5203

断熱セラミック「GAINA」塗装セミナー開催のご案内

TV「大改造!! 劇的ビフォーアフター」で紹介

宇宙の技術を暮らしの中へ
お住まいの不満を解消する魔法の塗料!
「GAINA」の効果
●暑い・寒い・うるさい・汚い・臭いといった不満を改善
●省エネ・CO2削減に寄与

●場所: 宗像ユリックス・会議室9
●日時: 6月25日(土) 10:00~12:00
●内容: 主に実演
●特典: 受講者プレゼント
●受講料: 無料
[GAINA] 認定施工店
認定番号: D-40-0078
(株) リフォーム イレブン 担当: 中川
宗像市田熊1-4-20
☎: 0120-4039-11
FAX: 0940-36-8007
URL: <http://www.reform-11.co.jp>
※モデルルーム有り。いつでもご案内します

弁護士法人奔流 法律事務所宗像オフィス

◇初回相談(予約制・1時間)無料◇ 相談予約 ☎0940(34)1110 (受付時間・平日9~17時)
当事務所では、男女2名の弁護士が、一般民事、家事(相続・離婚等)、交通事故、医療事故、建築紛争、労働、行政、刑事弁護、犯罪被害、成年後見、遺言、債務整理、過払金回収、その他、あらゆる法律問題に対応いたします。
宗像市赤間駅前1丁目4番7号 赤間センタービル3階(JR赤間駅北口)
所属弁護士 小出真実・高本稔久(福岡県弁護士会所属)
〈6月・7月の集中相談実施日〉
6月21日(火)、7月6日(水)、7月9日(土) いずれも10~16時(各相談日の前日までに要予約)
なお、上記日時に限らず、平日の相談は、随時お受けしております。
また、休日、夜間のご希望も可能な場合がありますので、事前にお尋ねください。

